



宝塚市暴力団の排除の推進に関する条例



～暴力団のいない安全で安心な社会を実現しよう～

条例の概要

- 1 目的、理念、市の責務、市民及び事業者の役割
- 2 市の講ずべき措置等
- 3 兵庫県への協力

1 目的

暴力団の不当な影響を排除
↓
安全で安心な市民生活を確保

暴力団の排除

- 「暴力団排除」の基本
 - ・「暴力団を恐れないこと」
 - ・「暴力団に対して利益の供与をしないこと」
 - ・「暴力団を利用しないこと」
 - ・「暴力団事務所等の存在を許さず、暴力団の活動を防止すること」
- 連携と協力の下に、社会全体として推進する

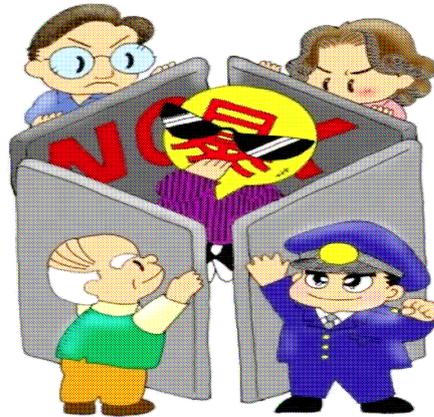


市の責務

- ① 暴力団排除に関する施策の策定と実施
- ② 暴力団排除に関する関係機関との連携

市民及び事業者の役割

- ① 暴力団排除に関する施策への協力
- ② 暴力団の排除に資する情報の提供



2 市の講ずべき措置等

- 市の事務及び事業における措置
- 市の公の施設における措置
- 市民及び事業者に対する支援
- 啓発活動
- 青少年を守るための取組

3 兵庫県への協力

- ① 兵庫県が実施する暴力団排除施策への協力
- ② 暴力団の排除に関する情報の提供

